

第 5 回 専門部会 会議録 抜粋

1. 日 時 平成 14 年 9 月 27 日(金) 17 時～19 時 50 分
2. 場 所 環境局大会議室
3. 出席委員 和田部会長、山下副部会長、大久保委員、中野委員、三輪委員
4. 内 容

(1) 議題 1 第 2 1 回 環境保全審議会報告

① 資料 1 - 1、資料 1 - 2 について事務局より説明

② 質疑、意見等

審議の進め方について

- ・ 書面で来た意見ひとつひとつに対応案を検討する前に、(本審を予定外にもう一回することとなったが) 次の本審に向けてどうするのかということを整理しておくことが必要。
- ・ 本審の会長からは、専門部会が前回の本審の議論をどう考えるのかを確認するように言われている。
- ・ 修正する部分と修正しない部分があると思う。
- ・ 前回の本審でも枝葉末節の議論があった。文言修正をこの場でやっけても、時間がないのではないか。
- ・ 次の本審で何を出すのか。資料 1 - 2 の「専門部会の考え方」を埋めて出すのか。それとも部会報告を修正して出すのか。専門部会から意見を述べるとすれば、(意見全部に対してでなく) ある部分に固まることもあろう。前回の本審の感じでは、本審で捌くのはしんどいと思う。部会で一度ひきとって、意見を読んで検討したが修正の必要はないとか、この部分は修正したとか、答えを出すしかしようがない。
- ・ 意見に対する回答みたいなものを本審に投げ返して、それをベースに会長が判断しないと仕方がないのでは。次回、議論していない後半の部分を議論する際に、前半部分の回答も返さざるを得ない。
- ・ 事務局で検討してくれれば形としてはストレートだが、しんどいだろうし、各委員も収まらないと思う。
- ・ 表現上どうするかは事務局でよい。
- ・ 専門部会の考え方としては、たとえば「意見と答申案が異なっているわけではないので表現を修正」でよい。
- ・ 前回の本審の議論も、資料 1 - 2 のようなものをつくって本審に返すのではないか。
- ・ 前回の本審では、説明すれば済むものもあった。
- ・ 決着していない問題も残っている。
- ・ 個々の意見そのものではなく、もう少したばねて類型化してまとめてだせばどうか。
- ・ 「〇〇という意見があったからこのように対応した」という文章をつくらざるを得ない。「専門部会の考え方」だけでは収まらないだろう。
- ・ 会長は、意見への対応の中身を聴いてくれと言っているのか、意見への対応方針を聴いてくれと言っているのか。

- ・ 両方だと思う。
- ・ 「表現上の修正をする」とかいうレベルでよい（どういう表現にするかまではいらない）のではないか。
- ・ 隣接同意とかは（いろいろな意見が出ているので）一つにまとめて「こう考えている」というしかない。それで納得してもらえないとは思わないが、その上で会長が本審で捌くしかない。
- ・ 部会でまとまれば会長へ返して、その上で再度部会でということになれば、また審議いただくことになるかもしれない。
- ・ それでよい。会長もそれを望んでいるのではないか。

意見対応について（一般論）

- ・ 質問に対する専門部会の考え方は不要ではないか
- ・ 質問・資料要求は別枠にするか、抜けばよい。市から答えれば済むこと。
- ・ 意見に対する考え方についても、専門部会と事務局の仕分けは必要。

積替え・保管施設

- ・ 積替え保管施設の規模の最低基準 100 m²は、産廃が 100 m²で納まっているなら一廃も 100 m²で納まる。
- ・ これは従来の実績からきているので事務局が答えるべき。
- ・ 「市によれば、現行産廃要綱でも 100 m²で十分…」という専門部会の答えもできる。
- ・ 100 m²で問題が起こっていないことを説明すればよい。

立地基準1 学校等からの離隔距離

- ・ 「学校・病院等から 100m」より広い事例はないということである。
- ・ これについては専門部会というより事務局の考え方を出せばどうか。100mで問題ないかと問われて、「他でやっていないから」というのでは答えにならない。「従来 100mでやって問題ないのでそれを続けます」でよい。
- ・ 「いや、そうではない」という反論も本審であった。そのときはどうするのか。
- ・ 「判断材料を事務局から出してもらい、専門部会ではその材料に基づく距離とした」という書き方もできる。

立地基準2 杉並病

- ・ 広島で、住宅地から 50mは禁止というのはある。
- ・ 杉並病にくどくど答えるとナナメの答えにナナメに返される。問題の本質とは関係ない。
- ・ 門前払いもできないのではないか。
- ・ 答えてもよいが、書かなくてもよい。
- ・ 趣旨は、人口密集地ではやめてほしいということであった。
- ・ 従来から問題が起こっていないので、その継続ということでもよい。

移動式施設

- ・ こんなところかな。

周辺住民同意

- ・ 住民同意をなぜとるのかという点がきちんと説明できないのがつらい。周辺同意の範囲が100mというのが本当に合理的かと言われれば苦しい。
- ・ 慣例としてやっている部分はある。
- ・ これも従来やってきて問題がなかったというしかない。低周波問題は「近年議論されているが、廃棄物処理施設に限定したものではない」という書き方もあるが、この専門部会の範疇からは外れるのではないか。
- ・ 100mの根拠は、騒音の点音源モデルによる。
- ・ それを言うと、低周波振動も書けということになってしまう。
- ・ 文章に書いて出せなくても、このへんで…という割り切りはあるかも。

隣接者同意

- ・ 道路は通行障害の視点だけか。なぜ隣接者同意かという点、感覚の問題が大きい。それを通行障害と言うから突っ込まれる。住民同意と違って、隣接は騒音とかを考えたものではなく、むしろ「社会常識的な隣接という認識を勘案して…」というように言い方しかない。

住民同意全般

- ・ B委員は「要綱で法に準じた手続きを入れたらどうか」という意図ではないのか。
- ・ 生活環境影響調査は、法で許可対象施設全てに義務付けている（一廃、産廃とも。ただし告示・縦覧は限定）。要綱は許可対象外施設にも課している。
- ・ これは、本人が事務局の説明で納得しているのならカットしてもよいのではないか。
- ・ E委員の意見に対して、「同意取得とは別に範囲外の住民に説明が必要」と答えるのは質問の意図からずれている。F委員と本質的には同じ意見。Fの意見は、県条例の規定（協定締結が望ましい）を念頭に置いており、協定の締結ができなければしょうがないというのを前提にしている。だから同意はきついということ。
- ・ 本審では、協定締結が必須のように受け取られた部分があるので、G委員のような意見が出てくる。
- ・ 要するに、協定も同意も義務付けまでは難しいという意見。
- ・ 同意があるのはやはり問題があったから。それがいけないというのなら、もっと根本的に議論しないといけない。
- ・ 同意をとるというのは、理屈ではなく政策論である。「同意は行き過ぎという意見があるのは承知しているが、専門部会としては同意手続きをとることが望ましいと考えた。同意制そのものについては、今後検討が必要だ。」という書き方もある。
- ・ より安全側に立ったということ。
- ・ 社会科学的な判断である。
- ・ 住民側の安全に立っており、事業者側には過剰かも、ということはあるが、政策的に判断したということ。

指導の方法

- ・ F委員の意見には答える必要はない。

専門部会の対応方針

- ・ 各委員の主張はわかったが、むしろこういう趣旨の本審に出せるペーパーをつくればどうか。
- ・ 答申案の修正はいらない。同意が不要というならともかく、いじるところはない。

基本的考え方が答申案のとおりなら、いじっても「てにをは」である。何を本審に出すか。

- 部会報告としてはこれでよく、補足的な説明をする。文言修正は本審でよい。問題はA委員が納得するのかということ。
- 低周波、化学物質など、不確実性の高いものは要綱のメリットを活かし、問題が出てきた段階で変えるということでのよいのではないか。
- それらについては、「最近議論があることは承知しているが必要な離隔距離がどのくらいかということは今後検討」というようなことでどうか。
- 低周波は、国が動こうとしているので簡単に切らない方がよい。
- 会長の仕切り方もあるだろうが、「本審での審議とその後の提出意見について専門部会で基本的な考え方を整理した。〇〇については今後考えないといけない。」などと、大きな項目で整理し、それをペーパーにまとめて会長に出し、本審に提出するかどうか検討してはどうか。
- それを会長に持って行って、場合によってはもう1回専門部会で、ということでもよいか。
- よい。
- 部会の基本的スタンスの話を対応として出す必要がある。「再資源化施設は必要で、今後立地を促進する一方、立地による環境問題への対策も必要。ある意味で相反する両者のバランスをとることが同意であり、100mの距離である」ということをはじめにいう必要がある。100mが1000mではないというのも両者のバランス上でのことではないか。
- 循環型社会にこうした施設が必要であるということを押さえておかないと。
- それをもっと強く書けという人もいた。そこは否定できないのだから。
- 個別に答える前にその基本的なスタンスがいる。本当は答申案を読めばわかるはずなのだが。

ただし、営業者については、産廃要綱では、これまでも住民組織がない場合は後述の「隣接者」である場合を除いて、同意等の取得を求めていない。また、他都市の状況をもみても、営業者の同意等の取得を求める例はわずかである。

以上のことから、資源化施設への準用にあたっては、周辺の営業者からの同意の取得等を求めるまでの指導は不必要である。なお、当該範囲内の工業会等や要望のある営業者に対し、事業計画の内容や周辺環境への影響について、十分な説明を行うよう指導すべきである。

エ 「一定の範囲」をどのように設定するか

資源化施設の種類や規模については様々な場合が考えられるが、どの場合でも立地基準・構造基準・維持管理基準を定め、騒音・振動・悪臭・粉塵等の発生を防止するための適切な環境保全対策を講じさせることにより、周辺の生活環境への影響を少なくすることができる。

資源化施設は、産業廃棄物の中間処理施設と同様のものが多いと考えられる。このような施設を念頭において同意の取得等を指導する範囲を設定する場合、施設の建屋内での設置や騒音・振動の距離減衰を勘案し、その範囲を施設の敷地境界から100mの範囲と設定すべきである。

オ 住民等への説明について

同意の対象となる範囲内及びその周辺の住民又は住民自治組織若しくは、営業者又は営業者の組織から、当該施設の稼動に伴う環境面からの懸念を理由とする要望がある場合、当該要望者又は組織に対し、事業計画を説明するとともに、その経過を書面に記録するよう設置者に対して指導すべきである。

② 対象となる隣接者

廃棄物の処理施設が隣接することとなる土地所有者等（借地・借家人である住民・営業者を含む）においては、周辺の生活環境への影響とともに、通行障害などによる日常生活や営業活動への影響、近隣に廃棄物の処理施設ができることについての不安など、様々な懸念が考えられることから、産廃要綱では、これらの「隣接者」に対し、別途個別の説明と同意を求めている。

資源化施設についても、このような「隣接者」の同意を求める趣旨を十分

に踏まえ、同様の指導を行うべきである。

また、産廃要綱は、施設設置予定場所の敷地に直接隣接するほか、道路・河川・水路等（以下「道路等」という。）を挟んで近接する土地所有者等についても、一定の運用基準を設け「隣接者」として同意を求めるという点で他都市に比べ厳しい指導内容となっている。

しかし、この運用基準において道路等を挟んでいる場合などについては、事業計画者や近隣の土地所有者等にとってわかりにくい側面がある。

このため、上記の同意の対象となる隣接者に関する道路等の幅については、これを明確にしたうえで、公平・公正な指導を行っていくべきである。

この道路等の幅については、これまでの産業廃棄物処理施設に対する指導実績や市内の道路の幅を十分考慮しつつ、上述の「隣接者」の同意を求める趣旨に照らして、4車線の道路を基本に一定の幅以内とすべきである。

③ 排水がある場合について

公共用水域へ排水がある場合、産廃要綱では「下流の水利権等を有するもの」の同意を求めている。資源化施設においては、「資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合」と限定したうえで対象としておくべきである。

④ 「市長が特に必要と認める者」の規定

上述のような整理を行った結果、産廃要綱にある「市長が特に必要と認める者」の規定は、資源化施設については、必要がなくなる。

(3) 市外発生ごみの処理のあり方

① 広域処理を想定する資源化施設について

近年、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の減量・資源化を推進するため、各種リサイクル法が制定され、それらの法で定められた資源化施設や法で定められている広域再生利用指定制度（廃スプリングマットレス、廃パソコン、廃2次電池、廃タイヤ）における資源化施設では、一自治体の区域を越えて、一般廃棄物を広域的に処理することが想定されている。

神戸市においても、今後市域で発生する一般廃棄物の減量・資源化を推進していくためには、自区内処理の原則の例外として、市域内の生活環境の保全に留意しながら、このような広域処理を想定した資源化施設の許可を前向きに検討していく必要がある。

そこで、全国的にもこれらの方法によらず、行政が要綱を定め、これに基づいて事業者の任意の協力を得て生活環境の保全という行政目的を達成するという方法がとられている。

資源化施設の設置等に対する指導に関しても、産業廃棄物処理施設の場合と同様要綱によるべきである。

なお、これまでに検討した資源化施設に対する立地・構造・維持管理に関する基準、住民同意の取得などの指導の内容、届出制、事前協議の手続きなどを、要綱の形でとりまとめ、これを公表しておくべきである。

6 現行の産廃要綱への反映

これまで述べた資源化施設に対する事業計画者への同意の取得等の指導に関する考え方は、産業廃棄物の中間処理施設や積替え・保管施設にも共通するため、これらの検討結果については、できるだけ早い機会に現行の産廃要綱にも反映させ、公表すべきである。この場合において、現在事業計画を進めている事業者が事前手続きのやり直しや同意取得の範囲の変更に伴う事業スケジュールの遅延などによる不利益をこうむることにならないよう所要の経過措置を置く必要がある。

4車線都市計画道路

	名称	幅員(m)	道路数
1	生田川右岸線	40	2
2	東部新都心東西線		
3	舞子浜手線	36	1
4	会下山線	30	8
5	高松線		
6	宅原中央線		
7	長田線		
8	複合産業団地環状線		
9	北神中央線		
10	摩耶埠頭線		
11	湊町線		
12	有野藤原線	29	1
13	阪神国道線	28	1
14	五位池線	27	17
15	板宿線		
16	魚崎幹線		
17	宇治川線		
18	青木幹線		
19	神戸駅裏線		
20	須磨多聞線		
21	鷹取駅北線		
22	玉津大久保線		
23	東部新都心中央線		
24	永沢線		
25	原田線		
26	平野線		
27	松原線		
28	御崎本町線		
29	山手幹線		
30	弓場線		
31	永井谷前開線	26	3
32	西神1号線		
33	西神2号線		
34	明石三木線	25	9
35	京橋線		
36	駒ヶ林南線		
37	高羽線		
38	長尾線		
39	西神3号線		
40	西神4号線		
41	布施畑名谷線		
42	山下線		
43	神戸三木線	22	4
44	商船学校線		
45	ハーバーランド東線		
46	山口道場線		
47	狩口伊川谷線	20	7
48	田尾寺線		
49	垂水妙法寺線		
50	鶴甲山線		
51	長田箕谷線		
52	西神中央線		
53	舞子多聞線		
54	白川伊川谷線	18	2
55	夢野白川線		

第2章 道 路

第1節 開発区域内道路

(種別・規格)

第2 開発区域内の道路の種別及び規格は、表2-1によるものとし、設計・構造は、道路構造令に準拠すること。

表2-1 開発区域内の道路の種類と規格

街 路 種 別	規 格
幹 線 道 路	第4種 1・2級
補 助 幹 線 街 路	第4種 3級
区 画 街 路	第4種 3級

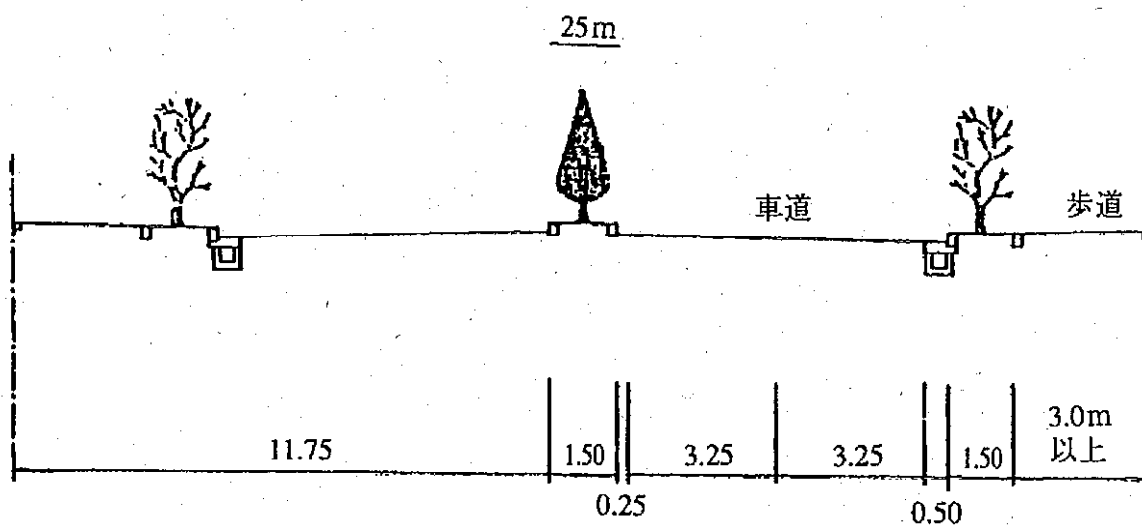
(幅員構成)

第3 幅員構成は、図2-1を標準とする。

ただし、沿道や周辺土地利用の状況等により必要な場合は、停車帯の設置、歩道拡幅等の適正な幅員構成とすること。また幹線街路については、可能な限り緑化に努めるものとする。

図2-1 幅員構成標準図

幹線街路(第4種1級)



同意の取得等に関する神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱の規定の変遷等

H11.11.11 改正	H14.12.20 改正	H16.12.28 改正
<p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(7) (略)</p> <p>(8)地元住民等：産業廃棄物処理施設の設置等により、生活環境に影響の生ずるおそれがあると認められる次の者をいう。</p> <p>①当該施設設置予定場所の地元自治会等の住民組織</p> <p>②当該施設設置予定場所の隣接住民及び隣接土地所有者等</p> <p>③当該施設設置予定場所の下流の水利権等を有する者</p> <p>④その他市長が特に必要と認める者</p> <p>(産業廃棄物処理業者の責務)</p> <p>第4条 (第4項まで略)</p> <p>5 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理施設の設置等にあたっては、事前に、地元住民等に説明会を開き、同意の取得又は生活環境の保全に関する協定の締結をしなければならない。</p>	<p>(同意の取得又は協定の締結)</p> <p>第9条 設置者は、施設の設置等にあたり、次に掲げる者に対して、第11条に基づく処理施設の許可申請等に先立ち、事業計画を説明したうえで、これらの者から同意を書面（以下「同意書」という。）により取得し、又はこれらの者と生活環境の保全に関する書面（以下「協定書」という。）による協定を締結しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該施設設置場所の敷地の境界から100メートル以内の範囲に存在する自治会その他これに類する住民自治組織（ただし、自治会の連合組織を除く。）。ただし、上記範囲内に自治会その他これに類する住民自治組織が存在しない場合においては、上記範囲内に居住する住民の世帯主（営業者を除く。）のうち、半数を超える者とする。</u></p> <p>(2) <u>当該施設設置場所に隣接（土地と土地とが直接接すること及び道路（私道を含む。）、河川、運河等の水路（並行する道路部分を含む。）を挟むときはその幅が28メートル未満の場合をいう。）する土地所有者及び当該隣接地上に存在する建物の所有者並びに当該土地又は当該建物を借り受けている者であって、現に占有し、使用している者。</u></p> <p>(3) <u>当該施設設置場所の下流の水利権等を有する者。ただし、最終処分場又は脱水、焼却、中和等の中間処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合に限る。</u></p> <p>2 <u>前項第1号の範囲の内外を問わず、施設設置場所付近に存在する住民自治組織又は住民並びに営業者又は営業者の組織から当該施設の稼動に伴う環境面からの懸念を理由とする要望がある場合、当該要望者に対し、設置者は事業計画を説明するとともに、その経過を書面に記録しなければならない。</u></p>	<p>(事業計画の説明及び同意の取得等)</p> <p>第9条 設置者は、施設の設置等にあたり、第1号から第3号に掲げる者に対して、第11条に基づく処理施設の許可申請等に先立ち、産業廃棄物処理に係る事業計画の概要を資料を用いて説明しなければならない。また、設置者は事業計画を説明した後、これらの者から当該施設の設置等について同意する旨を明らかにした書面（以下「同意書」という。）を取得するとともに、第1号に規定する住民自治組織、第2号に規定する者のうち占有使用者及び第3号に規定する者との間では、生活環境保全上の条件を明記した書面による協定（以下「協定書」という。）を締結しなければならない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>設置者は、法第15条第4項に規定する処理施設の設置等にあたっては、市長が別に定めるところにより、処理施設の許可申請に先立つ住民への周知及び説明会の開催等の必要な手続を行わなければならない。</u></p>